

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～必要なかった水道管の清掃～

〈相談内容〉

5日前、高齢の父の家に「水道水の点検をする」と販売員が訪ねてきて、点検の後「ゴミが入っている。給水管の洗浄をした方がよい」と勧めたという。父は信用して、その場で洗浄をしてもらい、代金の4万2千円も払ってしまっている。必要だとは思えないため業者に解約を申し入れたが、「工事が終了しているので解約には応じられない」と言われた。（50歳代 女性）

〈アドバイス〉

給水管（水道管）は、常に水が流れているため、普通に使っている限り詰まるようなことはほとんどなく、洗浄等も特に必要ありません。

いかにも水道局の関係者であるかのように装って訪問する悪質な業者もいるようですが、各戸の水道メーターから蛇口までの管理は、各家庭（集合住宅の場合は管理者）の責任なので、依頼もしないのに水道局の職員が点検に訪問したり、業者に清掃を委託することはありません。



これまで、給水管（水道管）の清掃は、クーリング・オフの対象業務ではありませんでしたが、平成15年7月1日から「特定商取引に関する法律施行令」の一部改正により、クーリング・オフが適用されることになりました。

7月1日以降の契約については、この相談のような訪問販売の場合、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、工事が終了していてもクーリング・オフで無条件解約することができます。

情報ファイル

～シックハウス対策で健康住宅に～

新築やリフォームした住居に入居した人の、目がチカチカする、喉が痛い、めまいや吐き気、頭痛がする等の症状を「シックハウス症候群」と言います。

その原因の一部は、建材や家具、日用品などから発散する揮発性の有機化合物であると考えられており、化学物質の濃度の高い空間に長期間暮らしていると、健康に有害な影響が出るおそれがあります。

そこで、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げするため、平成15年7月1日から改正「建築基準法」が施行されました。

主な改正のポイントは、次のとおりです。

1 ホルムアルデヒド対策

ホルムアルデヒドは刺激性のある気体で、合板等の木質建材などに使われています。

- ① 内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の面積を制限
- ② 原則として、全ての建築物に機械換気設備の設置を義務付け
- ③ 天井裏などから居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐための措置

2 クロルピリホス対策

居室を有する建築物への、しろあり駆除剤のクロルピリホスの使用を禁止

健康的で快適な住空間の実現のために、建材だけでなく、家具や防虫剤、タバコ、ストーブなど、化学物質の発生源となるものをなるべく減らすとともに、いつも適切な換気を心がけるなど、日々の生活でできることから始めていきましょう。



消費生活相談状況(5月) ※7月30日現在確定分

県内の相談窓口で5月中に受け付けた消費生活相談は、1,457件ありました。情報料を不当に請求するハガキやメールが届いたという相談が、相変わらず多く寄せられています。主な苦情相談は右の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	460
2	融資サービス	236
3	教室・講座	64
4	書籍・印刷物	33
5	工事サービス	31

～お知らせ～

パネルコーナー7～8月展示

「若いあなた、こんな手口にご用心！」

消費者啓発講座

日時	場所	テーマ	講師
8月8日(金) 13:30～15:00	三次市 酒屋公民館	悪質な訪問販売にご用心！	消費生活専門相談員 川村佐和子 消費生活コンサルタント 新中裕子
8月21日(木) 13:30～15:00	竹原市 福祉の駅	だまされないで悪質商法	消費生活アドバイザー 太田和子
8月22日(金) 14:00～15:30	三次市 川西公民館	だまされないで悪質商法	消費生活アドバイザー 岡田恵子

スマートライフ講座

「シックハウスと住宅のリフォーム」

日時 平成15年9月11日(木) 13:30～15:00
会場 広島県生活センター研修室(県庁農林庁舎1階)
講師 NPO日本健康住宅協会委員長 藤田清臣氏
定員 30名
参加費 無料
申込み 電話でお申し込みください。(TEL082-513-2731)

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階

消費啓発グループ TEL 082-513-2731